船橋市業務継続計画（ＢＣＰ）【地震編】
［第１版］

平成２７年３月

船　橋　市

【目次】

第１章　基本的事項

１　趣旨と目的

市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、その被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として、災害対策基本法の規定に基づき「船橋市地域防災計画（地震災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）を策定している。本市への最も大きな被害が見込まれる首都直下地震の一つである東京湾北部地震を想定し、地域防災計画に基づき、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な対策や取組を進めているところである。

一方で、市では、市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められている。大規模地震の発生により、行政自身にも被害が及び、行政の機能低下や職員の参集困難となる状況も想定される中、災害対応業務に加え、通常業務のうち休止できない、または休止しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する体制と、業務を実施するために必要な資源の準備や対応方針を定める「船橋市業務継続計画（ＢＣＰ）【地震編】」（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

緊急時の重要業務の継続のための計画を指す英語名の Business Continuity Plan（ＢＣＰ）を、日本では、民間企業で事業継続計画、行政で業務継続計画と訳して使用する場合が多い。本市においても、内閣府（防災担当）の「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」や千葉県の「千葉県業務継続計画（震災編）」に合わせて、業務継続計画という名称を使用することとする。

２　民間企業の事業継続計画（ＢＣＰ）との相違点

名称だけでなく、民間企業の事業継続計画と行政の業務継続計画ではその目的や対象、業務において、かなりの違いがある。最大の相違点は、民間企業の場合、自社の活動を災害発生前の状態にできるだけ早期に回復させるための計画であるのに対して、行政の場合、早期の回復よりもむしろ、通常業務を優先度の高いものと低いものに明確に分けて、それら優先度の高い通常業務に加え、平常時には行っていない多くの災害対応業務を行うことを可能とするための計画となる。

このため、民間企業の事業継続計画は、災害時マニュアルとほぼ同様のものとなるのに対して、行政の業務継続計画には、災害対応業務だけでなく優先度の高い通常業務が含まれるため、災害対応業務だけの着手時期や手順を示す災害時マニュアルとは別のものとなる。

【行政の業務継続計画と民間企業の事業継続計画】

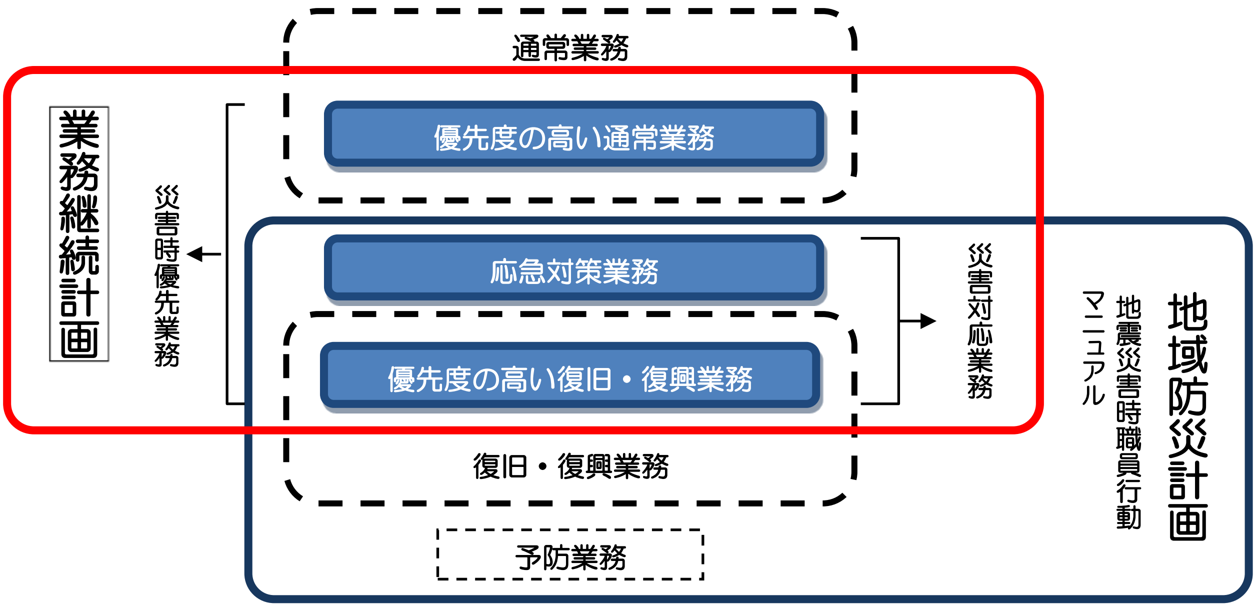
	行政	民間企業
目的	市民の生命・財産を守ることが最重要であり、機関の存続はその手段	自社の存続が最重要
対象	市民だけでなく本市への訪問者、市内に立地する企業・事業所、関係機関など広範	自社を含むサプライチェーン（原材料の調達から製品やサービスの供給までの全プロセスのつながり）全体ではあるが限定的
業務	優先度の高い通常業務 応急対策業務 優先度の高い復旧・復興業務	通常業務 通常業務を早期に再開するための業務

３　地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき市防災会議が策定する法定計画であり、市、防災関係機関、事業者、市民が取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、地域防災計画で定められた応急対策業務と優先度の高い復旧・復興業務、優先度の高い通常業務を合わせた災害時優先業務の実施において、制約された資源の確保や対応策を定めた計画である。

【業務継続計画と地域防災計画の位置付けと対象業務】



【業務継続計画と地域防災計画の相違】

	業務継続計画	地域防災計画
位置付け	災害時優先業務の実施のため、必要な資源確保や対応策を定めた計画	災害対策に関する総合的かつ基本的な計画
策定組織	船橋市	船橋市防災会議
対象	本市	・本市 ・防災関係機関（自衛隊、警察、指定地方公共機関等） ・事業者 ・市民
計画期間	発災から１ヶ月間	予防～応急～復旧・復興期
視点	・行政自体へも甚大な被害がある ・災害時優先業務の選定 ・通常業務の休止許容期間の明確化	・市内の人的、物的被害は予測しているが、行政自体の被害は想定していない

４　適用範囲

業務継続計画に適用する業務の範囲は、通常業務の休止がほとんど許容されない消防局と医療センターの業務を除くものとする。

また、業務継続計画に適用する施設の範囲は、災害時優先業務の実施に際して中心的な役割を担う市役所本庁舎に限定する。

その他の施設や事業所等については、本庁舎の業務継続計画策定で得られた知見を基に、今後、実施を検討する。

５　運用体制

業務継続体制の確立のためには、大規模地震の発生に伴う様々なリスクを想定し、平常時から準備に努めるとともに、業務継続計画を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えていく必要がある。

また、職員一人ひとりが平常時から業務継続に対する意識を持ち続けるとともに、地震発生時に自らが取り組むべき行動を理解しておくことが重要である。

業務継続計画は、現時点における資源の確保状況や一定の想定に基づいて検討・策定したものであるため、今後、必要とされる資源の確保や想定条件の変更などが生じた際には、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。このため、業務継続計画の改定・見直しについては定期的に行うこととする。

第２章　前提とする地震と被害の想定

１　想定地震

業務継続計画では、国が平成１７年９月に公表した「首都直下地震」のうち、船橋市南部で震度６強の揺れが想定され、船橋市に最も大きな被害が予測されている、現行の地域防災計画の想定地震である「東京湾北部地震」を想定地震とする。

想定地震名	マグニチュード (Mw)	震源域深さ (km)	破壊開始点深さ(km)	地震タイプ	想定震度
東京湾北部地震	Mw※=７．３	１７～３３	２７．８	南関東直下のM7クラスの地震	6強

※Mw：モーメントマグニチュード

・地震発生の時季時刻：冬の１８ 時

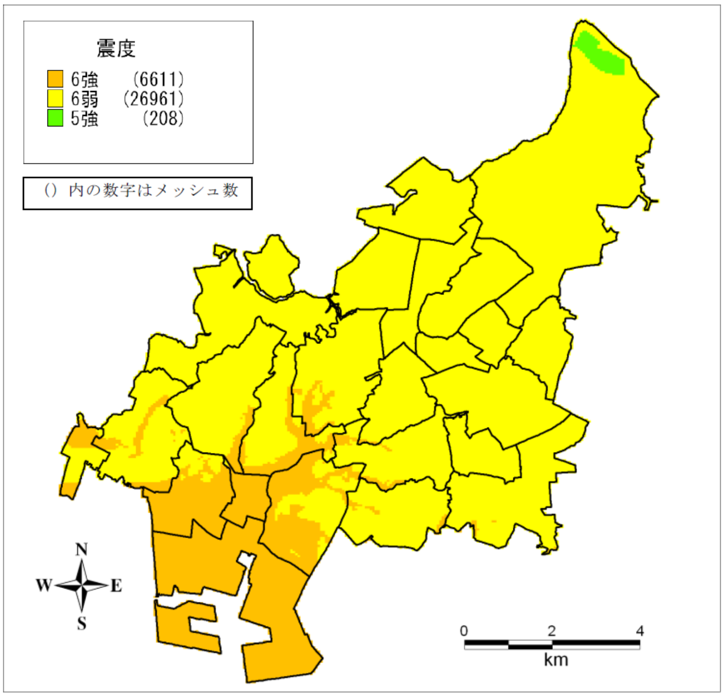
・気象条件：風速９．０m/s（風向北北西）、湿度５０％

・人口、世帯：平成１７ 年１０ 月１日の人口及び世帯

なお、中央防災会議「首都直下地震モデル検討会」が平成２５年１２月に公表した「首都直下地震」については、国からの詳細な資料の提供がないため、本計画では考慮していないが、今後、地域防災計画の想定地震の見直しと合わせて、改定していく予定である。

２　被害想定

【震度分布図（東京湾北部地震・５０mメッシュ）】



【地震被害予測結果】

物的被害	建物被害	全壊棟数（揺れ＋液状化） （うち焼失棟数） 半壊棟数（揺れ＋液状化）	９，５１６棟 （４，９４７棟） １９，３６３棟
		合計	２８，８７９棟
		上水道：断水世帯数 下水道：管渠被災距離	２０６，５９０世帯 ２７．１km
		電力：停電戸数 都市ガス：停止戸数 ＬＰガス：漏洩戸数	２１，０４３戸 ３７，２１４戸 １，６７６戸
人的被害	死者数	揺れ（全壊・半壊） 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等	１１５人 ７９人 １人 ６人 ０人 ０人
		小計	２０１人
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊） 火災 急傾斜地崩壊 ブロック塀等の転倒 屋外落下物 屋内収容物の転倒等	４，４１０人 ２５４人 １４人 ２０８人 １０人 ２人
		小計	４，８９８人
	死傷者数合計		５，０９９人

【ライフラインの復旧までに要する期間の想定】

項目	要復旧期間	補足説明
電気	１週間	官公署は優先的に送電
電話	１週間	
都市ガス	２週間	中圧導管から復旧
上水道	１ヶ月	完全復旧までは応急給水などで対応
下水道	１～数ヶ月程度	上水道に合わせて復旧

被害規模が上記の予測を下回るような場合でも、状況に応じて業務継続計画を準用するものとする。

第３章　災害時優先業務

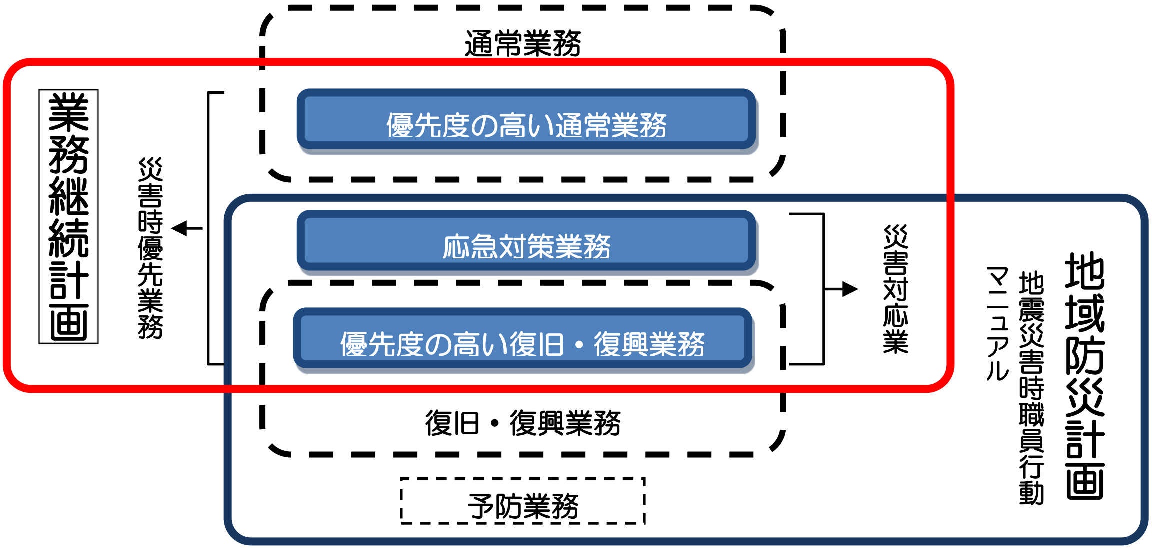
１　災害時優先業務とは

業務継続計画の対象となる業務で、大規模地震の発生に伴い生じる「災害対応業務（応急対策業務[※1]及び優先度の高い復旧・復興業務[※2]）」と、大規模地震の発生時においても継続または早期に再開すべき「優先度の高い通常業務[※3]」の総称。

災害時優先業務　＝　災害対応業務　＋　優先度の高い通常業務

※１　地域防災計画第２部地震災害対策編第２章応急対策計画に位置付けられる業務。
※２　地域防災計画第２部地震災害対策編第３章復旧・復興計画に位置付けられる業務のうち、１ヶ月以内に実施しなければならない業務。
※３　各所属において平常時において実施している業務を通常業務と位置付け、そのうち、発災後も継続、または一時的に休止するが１ヶ月以内に再開する業務。

【業務継続計画(BCP)における業務の捉え方】(再掲)



２　災害時優先業務の選定方法

（１）災害対応業務

地域防災計画に規定する事務分掌に基づき、応急対策業務及び復旧・復興業務の洗い出しを行い、その内、全ての応急対策業務と優先度の高い復旧・復興業務を合わせて災害対応業務とし、災害時優先業務として位置付けた。

なお、大規模地震の発生後においても災害対応業務として実施する通常業務については、通常業務ではなく災害対応業務として扱っている。

（２）優先度の高い通常業務

　全ての通常業務を対象に、それぞれの業務について「大規模地震の発生後に一定期間休止するという行政対応が、過半数の市民に許容されるか否か」という判断基準に基づき、その休止許容期間（業務開始時期）を検討し、１ヶ月以内に再開する業務を優先度の高い通常業務とし、災害時優先業務として位置付けた。

　なお、１ヶ月以降に再開する業務は、休止する通常業務として位置付けた。

＜休止許容期間（業務開始時期）の区分＞

・３時間以内　・１２時間以内　・１日以内　・３日以内　・１週間以内
・２週間以内　・１ヶ月以内　・１ヶ月以降

３　災害時優先業務の選定結果

　本市における選定対象業務は、応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を合わせた３，３７２業務※であり、そのうち、災害時優先業務として１，３２３業務、１ヶ月以降に実施する復旧・復興業務として１６業務、休止する通常業務として２，０３３業務を選定した。

　なお、市議会については会期中ではないこと、選挙については選挙期間中ではないことを前提としている。また、休止する通常業務であっても、実際の現場においては状況に応じて個別の案件ごとに緊急性を検討し、必要と認められる場合は実施するものとする。

※災害発生後においても災害対応業務として実施する通常業務については、該当する災害対応業務に含めるため、選定対象業務から除く。また、消防局及び病院局の業務は除く。

＜災害時優先業務の選定結果＞

選定対象業務			３，３７２業務
	内訳	応急対策業務及び復旧・復興業務	４６５業務
		通常業務	２，９０７業務
災害時優先業務			１，３２３業務
	内訳	災害対応業務	４４９業務
		優先度の高い通常業務	８７４業務
１ヶ月以降に実施する復旧・復興業務			１６業務
休止する通常業務			２，０３３業務

＜業務開始時期別の災害時優先業務＞

業務開始時期	災害時優先業務	災害対応業務	優先度の高い通常業務
発災直後	１６５業務	１６５業務	―
３時間以内	２８業務	８業務	２０業務
12 時間以内	７４業務	７４業務	０業務
１日以内	５９業務	４９業務	１０業務
３日以内	８１業務	６２業務	１９業務
１週間以内	４６業務	３１業務	１５業務
２週間以内	４１０業務	３９業務	３７１業務
１ヶ月以内	４６０業務	２１業務	４３９業務
合計	１，３２３業務	４４９業務	８７４業務

災害時優先業務のうち、災害対応業務については、別添の【資料　災害対応業務一覧】を参照。優先度の高い通常業務については、特に早期の再開が必要な１週間以内の業務を抜粋し、以下に示す。

＜主な優先度の高い通常業務（抜粋）＞

特に早期にとりかかりが必要とされる１週間以内の主な業務を抜粋し、業務開始時期ごとに以下に示す。

【３時間以内】

本庁舎施設管理業務、公用車の総括管理　（管財課）
個人情報の取扱いに関する総括　（総務課）
戸籍に関する事務（死亡、出生等の届出受理）　（戸籍住民課）
障害児・者へのサービスに関する関係機関との連絡調整（障害福祉課）
市議会議長関連業務、　議場及び議会フロアの管理　（議会事務局庶務課）

・・・等　２０業務

【１日以内】
ＰＣＢ保管事業（ポリ塩化ビフェニルの漏出防止）　（環境保全課）
不法投棄等の監視パトロール　（産業廃棄物課）
・・・等　１０業務

【３日以内】
システム及びネットワーク管理業務　（情報システム課）
埋火葬及び改葬の許可事務　（戸籍住民課）
市民安全パトロール（犯罪抑止のための市内巡回）　（市民安全推進課）
母子保護の実施　（児童家庭課）
・・・等　１９業務

【１週間以内】
結核登録及び患者管理　（保健予防課）
助産施設入所事業（入院助産が困難な妊婦への支援）　（児童家庭課）
水害消毒業務、犬・猫等の死体回収業務　（環境衛生課）
船橋市地方卸売市場の秩序保守（不法投棄等への対応）　（地方卸売市場）
道路の車両制限に関する事務　（道路管理課）
賃貸住宅等の空き家の有効活用　（住宅政策課）
・・・等　１５業務

優先度の高い通常業務の実施にあたっては、夜間・休日に大規模地震が発生した場合等、職員の参集状況により通常時の業務担当職員が不在となることも想定されるので、あらかじめ業務に関するマニュアル等を作成して職員間で共有を図る等、先に参集した職員でも対応可能な体制づくりが必要である。

また、災害対応業務及び優先度の高い通常業務の実施にあたり、想定している従事人数より少ない人数で対応可能かどうかまた業務着手時期を遅らせることができないか等、事前に併せて検討しておき、課（部）をこえた応援職員を要請することも想定し、必要人員や応援職員が携わるべき業務を把握しておく。

第４章　災害時優先業務を実施するための資源

１　夜間・休日の職員の参集状況の分析

（１）参集体制確認調査

夜間・休日等（勤務時間外）に市内で震度5強以上の地震が発生した場合、東京湾内湾に津波警報が発令された場合、東海地震予知情報が発表された場合に、職員の参集可能な人数を時系列で把握するため、職員が非常参集職員として居住地からあらかじめ指定された参集場所に到着するまでの見込時間を調査した※。

「到着するまでの見込時間」は、「居住地から参集場所までの距離÷速度」で計算した。計算方法は以下の考え方に基づく。

①距離の考え方

参集場所までの距離は、船橋市地域公共交通総合連携計画や東京都のBCPを参考に、道路被害による迂回も考慮して、直線距離の1.5倍とした。

②速度の考え方

参集場所までの交通手段（徒歩・自転車・オートバイ）の速度を以下のとおりとした。

[徒歩]

歩行速度は一般的に平常時で平均4km/hと言われているが、災害時の状況を考慮して「3km/h」として試算する。

[自転車]

自転車の走行速度は車体や個人差、街や道路の状況（歩行者・坂道が多い等）で異なり、10～20km/hの間と言われている。この値の中間値である15km/hに徒歩の場合に減じた割合を乗じて「12km/h」として試算する。

[オートバイ]

オートバイの走行速度は車種や道路状況により大きな差があるが、災害時であることも考慮し、原動機付自転車の法定最高速度である「30km/h」として試算する。

※　調査対象は、すべての常勤一般職員及び再任用職員とし、避難所非常参集職員として任命していない病院局の医療職員、消防職員、市立高等学校の教員、財団等に派遣されている職員等は、対象外とした。

【参集予測】

調査結果を基に、本計画で設定している発災直後の負傷や混乱等により参集が困難な職員の割合を用いて参集予測を行った結果は次のとおりである。

（参集困難な職員の割合※）

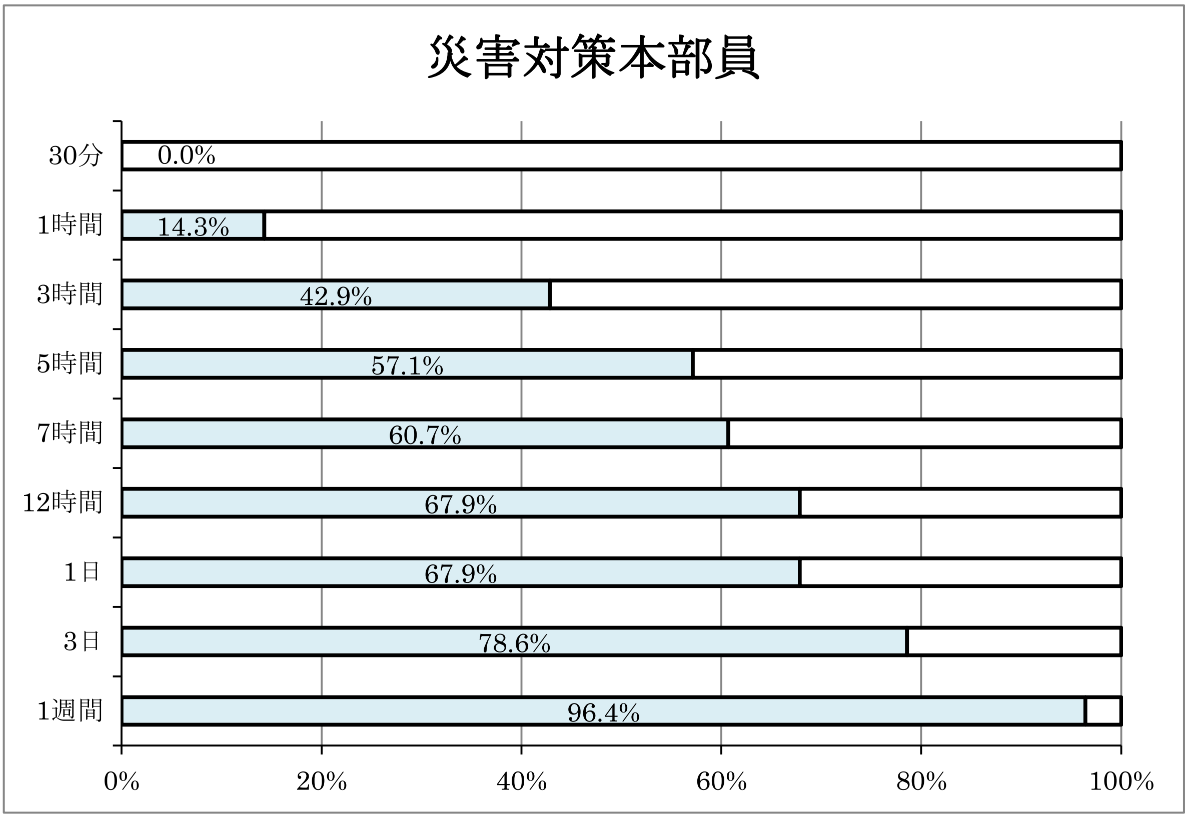
～3時間	～1日(24時間)	～3日	～1週間
30%：発災直後の負傷や混乱等		20%：発災直後の混乱等(交通機関の復旧も進む)	2%：本人の死亡・重症等（1週間）

※千葉県業務継続計画で設定しているものと同様

①災害対策本部員（調査人数：28人）

30分	1時間	3時間	5時間	7時間	12時間	1日	3日	1週間
0.0%	14.3%	42.9%	57.1%	60.7%	67.9%	67.9%	78.6%	96.4%

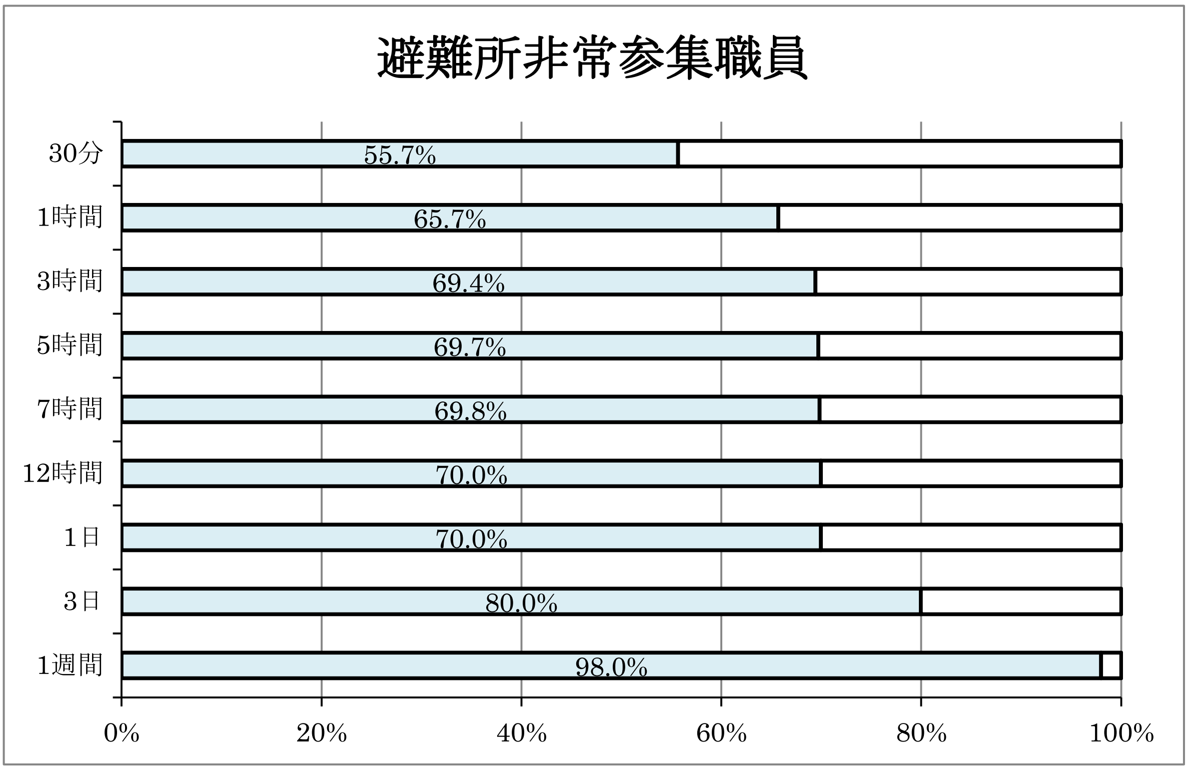
発災後、3時間後で約43%、12時間後で約68%の災害対策本部員の参集が予想される。



②避難所非常参集職員（調査人数：749人）

30分	1時間	3時間	5時間	7時間	12時間	1日	3日	1週間
55.7%	65.7%	69.4%	69.7%	69.8%	70.0%	70.0%	80.0%	98.0%

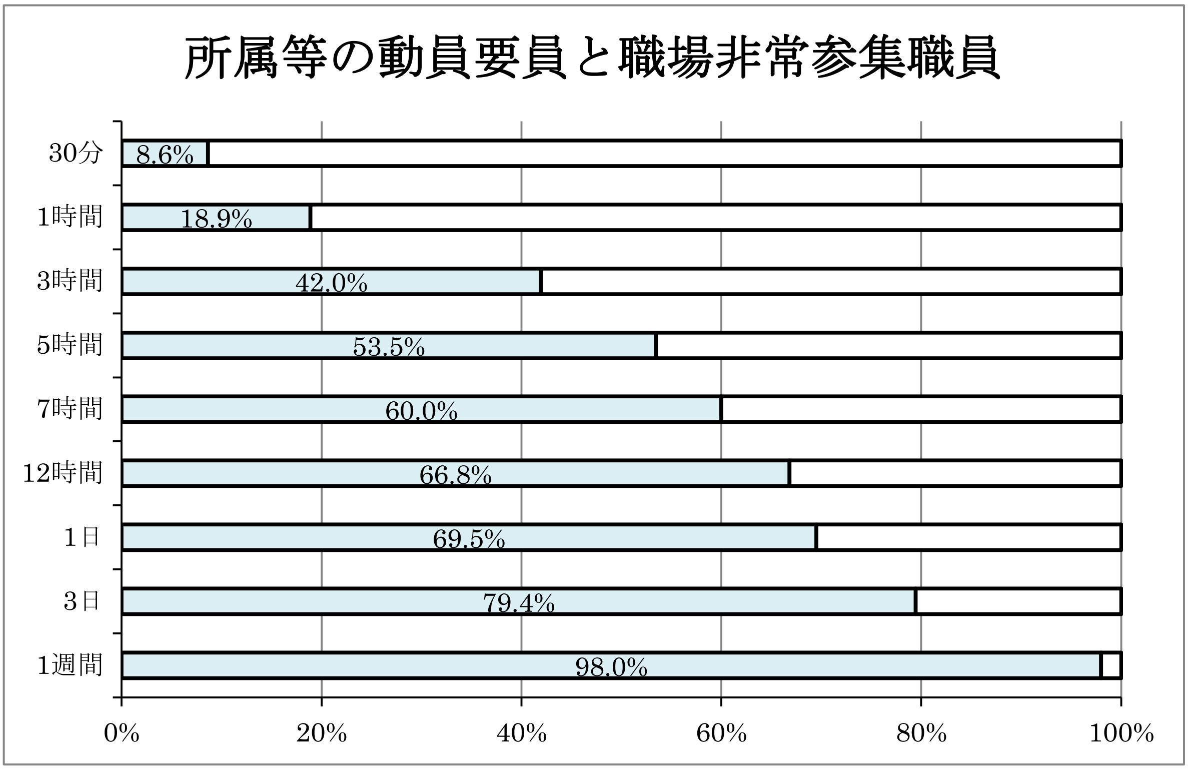
発災後、3時間で約69%の避難所参集職員が、あらかじめ指定された場所に参集することが予想される。



③所属等の動員要員及び職場非常参集職員（調査人数：2,535人）
（全体）

30分	1時間	3時間	5時間	7時間	12時間	1日	3日	1週間
8.6%	18.9%	42.0%	53.5%	60.0%	66.8%	69.5%	79.4%	98.0%

発災後、3時間で約42%の所属等の動員要員及び職場非常参集職員が勤務場所に参集し、12時間で約67%、1日で約70%の参集が予想される。



現状

休日・夜間に災害が発生した場合、半日程度で非常参集職員の約６６％の参集が予想される。

ただし、この調査結果はあくまで想定に基づくものであり、実際の被害状況により参集できる人員が予想よりも減少することも十分考えられる。

また、市内に甚大な被害が想定される災害（市内に震度５強以上の地震、東京湾内湾に津波警報発表等）が起きた際、全職員へメール送信を行い、災害の規模を知らせるとともに、職員や家族の安否、参集の可否等を回答し、集計できるメールシステム「職員安否・参集確認メール」を平成２６年度から導入している。

また、現在、休日・夜間の発災時の参集予測は、災害対策本部員と職場非常参集職員

及び所属等の動員要員を合わせて2，563人、避難所非常参集職員が749人であり、全体の約２２％が避難所非常参集職員となっている。

一方で、平日昼間の発災時には、災害対策本部体制における収容班等の職員が避難所の開設・運営を行うこととなっている。各避難所に４名ずつの職員が参集する体制としており、初動期には５５８人、割合にして約１６％の職員が避難所へ向かうことになる。

課題

休日・夜間に災害対策本部の設置基準（市内の震度５強以上等）に合致する災害が発生した場合、職員や家族の安否、参集の可否等を集計できるメールシステムを導入しているが、職員自身の被災や交通網の遮断等で参集に時間を要し、参集状況のとりまとめに時間のかかる可能性もある。

また、ライフラインが被害を受け、とりまとめを行う庁内のパソコン等の使用に制約を受けた状況下では、確認が満足に行えない事態が想定される。

なお、平日昼間に災害が発生した場合でも、職員は来庁者の安全確保や救護を最優先で実施しなければならず、それに加えて、職員同士の救護や、職員自身が被災する可能性もあるので人員体制を確保することが困難になることが予想される。

対応策

災害発生時に必ずしもメールシステムの担当職員が参集できるとは限らないため、複数の職員でシステムが使用できるよう定期的な確認訓練を行う。

休日・夜間に市役所本庁舎において災害対策本部の運営を行う職員を確保するため、避難所非常参集職員の人数を平成２６年度から各避難所4～6名としており、3時間以内で７０％近くの職員が参集可能としているが、職場参集職員は3時間以内で４０％程度と参集するまでには一定の時間がかかることとなる。

災害時優先業務を実施するための必要資源が確保できたとしても、平常時と比較して様々な制約が生じ、円滑な業務実施に支障をきたすことが想定される。

そのため、あらかじめ業務ごとのマニュアルを整備して具体的な手順や方法等を明確にしておき、それを日頃から研修や訓練を通じて職員への周知を図る必要がある。

災害対応業務については、災害対策本部を構成する各班の「地震災害時職員行動マニュアル」により、業務ごとの実施手順を示しているが、平常時に実施している通常業務とは当然内容が異なり、各職員の過去の経験では対応できないものが多いことから、定期的に訓練等を実施することにより、発災時に円滑に業務実施できるよう準備をしなければならない。

優先度の高い通常業務については、各所属において、必要資源の制約を前提とした上

での実施方法、手順等を検討し、マニュアルとして整備しておく必要がある。
　特に発災直後は、業務に精通した職員が不在になることが予想されるので、各所属においては、誰が対応しても円滑に業務実施できるようなマニュアル作成に努めると同時に、優先度の高い通常業務のさらなる絞り込みを実施しなければならない。

２　本庁舎及び設備

２．１　耐震性能

現状

本庁舎の建物は、昭和５７年１０月に新耐震基準により竣工されており、耐震性能は確保されている。

２．２　エレベータ

現状

本庁舎に設置しているエレベータは、地震発生後、原則として保守業者による点検を行い、庁舎管理者の許可があるまでは使用することはできない。

また、地震管制装置により、エレベータは安全に停止し、閉じ込め事故を防止できる体制となっている。

課題

運転再開時には安全確認が必要なため、使用できるまでには時間を要する可能性がある。

対応策

余震や停電の恐れがある状況でエレベータを使用することは、安全面を考えると適切でないため、階段での移動を原則とする。そのため、市民サービスのための臨時窓口を設置するにあたっては、地上３階以下に設置することが望ましく、設置場所等について柔軟に対応していく必要がある。

２．３　空調

現状

庁舎等には、電気、都市ガス等を必要とする冷暖房（エアコン等）が設置されている。過去に発生した地震におけるライフラインの復旧状況からも、電力は比較的早い復旧が見込まれるが、都市ガスは復旧に相当な時間を要すると想定される。

課題

大部分の冷暖房（エアコン等）は一時的、または長期にわたって使用できなくなる可能性がある。

対応策

夏場については、うちわや扇子の利用、服装の軽装化等、冬場については、毛布や携帯カイロ等の利用を検討するほか、支援提供された物資等によって対応する。

また、職員の体調管理のため、ローテーションに十分配慮する必要がある。

２．４　オフィス家具・備品類

現状

庁舎で使用しているオフィス家具は、平成２６年度中に耐震金具の使用等により転倒防止対策を実施する。

課題

オフィス家具は耐震金具の使用等により、転倒防止対策がとられることとなるが、パソコンやプリンター等事務機器の落下・移動防止対策は、未実施である。

対応策

パソコンやプリンター等の落下・移動防止対策については、今後検討を行い、有効な対策を実施する。

３　情報システム

現状

本市の情報システムは、情報システム課が管理するもの（汎用機及び基幹系・情報系各ネットワーク等）と、各所管課が管理するものに大別される。

主な情報システムは、情報システム課のサーバ室にメインサーバを設置しており、その他の外部データセンターや各所属の執務室内にサーバを設置しているケースもあるが、大半のサーバが設置されている情報システム課内のサーバ室では、サーバの転倒防止やＣＶＣＦ（無停電電源装置）、空調設備の確保、消火システム等の対策が取られており、サーバ室自体の被害はあまりないものと想定される。

しかし、電柱破損や電線の切断等の被害が発生し、電力供給の再開に数日を要する場合、本庁舎における非常用発電機の燃料備蓄量によっては、約半日から数日後に停電が発生し、サーバが停止する可能性がある。また、発災後数日程度は、本庁舎の通信機器やインターネットのネットワーク等が使用できない可能性がある。

このため、電力や回線の問題等が発生する場合には、本庁舎等に設置された主要情報システムが数日程度は利用困難になるものと想定される。

課題

本市基幹系システムのデータについては毎日バックアップを取り、媒体にて民間施設に預けている。ただ、この施設自体は堅牢だが場所が都内（２３区内）にあるため、首都直下地震が発生すると、本市と同程度の被害が予測される。また、本庁舎のサーバ室では、サーバの転倒防止等の対策は実施されているものの、地震の揺れ等の何らかの理由により情報システムが破損・停止する可能性があるが、職員のみでの復旧は非常に困難である。そこでシステムや機器の保守管理等を委託している各システム会社との緊密な連携が必要不可欠であるが、災害時の取り決めや連絡体制が十分には整っていない。

対応策

情報システムの早期復旧を図るための取り組みとして、各システム会社との間で連絡体制の確立や災害時の取り決め等を推進するとともに、クライアントをはじめとするハードウェアへの耐震対策の更なる強化を行う。また、本市基幹系システムデータのバッ

クアップについては、現在のような媒体方式に加え、回線を使って遠隔地へのバックアップを行い、データ自体の被災を免れる対策を検討する。
情報システムが復旧するまでの間、情報システムを使用する災害時優先業務の実施にあたっては、施設の被害状況や機器の稼働状況に応じて手作業による処理で対応していくことも想定されるので、あらかじめ業務ごとのマニュアルを整備しておく等、その取り扱いが確実に行えるような体制とする必要がある。

４　インフラ

４．１　電力

現状

本庁舎は、地震による電力の途絶に備え、電気が復旧するまでの間の応急活動に支障が生じないよう、必要な機能を維持するための非常用発電設備を整備している（燃料満タン時１５時間、燃料補給対応で最大７２時間）。業務継続に不可欠な情報システムへの供給を最優先としている。

課題

３日間（７２時間）の運転に要する燃料の確保が重要で、燃料の調達と補給の必要がある。
また、非常用コンセントは、外観から識別できるように区別されていない状況である。

対応策

千葉県石油業協同組合船橋支部や一般財団法人東日本小型自動車競走会船橋支部と災害時の燃料供給に関する協定を締結しているが、非常用発電設備を最長時間、稼働させるためには、原則、タンクローリーによる給油が必要となるため、非常用発電設備への燃料供給方法を検討する必要がある。
また、非常用コンセントが各フロアのどこに設置されているのかを明示するとともに、各部署においても、どの機器に接続されているのかについて、早急に確認する必要がある。

４．２　上水道

現状

上水道が供給停止しても、非常用発電設備による電力供給を受け、非常用水（高架水槽及び受水槽の貯留水）として、想定人数２，４００人の３日分の備蓄がある。

課題

非常用水を使い切るか電力の供給がなくなると、上水道の供給再開まで、本庁舎で飲料水及び生活用水の確保が困難な状況になる。

対応策

非常用水については、庁舎管理者による用途制限等の措置により、限られた容量を適

正に利用する体制とする。
　また、飲料水の備蓄や応急給水等により、非常用水を確保することが大切となる。飲料水の備蓄については、「備蓄（食料、飲料水等）」と記載する。平成２７年度にポータブル飲料用無菌浄水器１台の配備を予定している。

５　通信

５．１　災害時優先電話・PHS

現状

　一般電話回線を使用するためには、本庁舎の地下に設置してあるＰＢＸ※へ電力が供給される必要がある。

課題

　災害時優先電話は、本庁舎に４０回線あるが、各所属においてどの番号が災害時優先電話であるのか、しっかりと把握できていない状況である。
　災害時優先電話の番号を各所属の代表番号として、イベント時等に市民へ周知してしまっているものがある。発災時は、市民から市役所へ問い合わせ電話が集中し、災害時優先電話へも着信する事態が予測され、優先発信機能が生かせない恐れがある。
　また、停電時の本庁舎地下のＰＢＸについては、非常用発電設備による電力供給に頼ることとなる。

対応策

　発災時には、一般回線は輻輳する可能性が高く、災害時優先電話の重要性が高まるため、各所属はどの番号が災害時優先電話であるのかを明確に把握し、平常時から災害時優先電話以外の番号を対外的に周知する工夫が必要となる。
　しかしながら、既に市民に広く知られている番号を災害時に発信専用の番号として使用することは現実的ではないため、今後、電話交換機の更新の時期に、災害時に有効な方式等について検討を行う。
　また、全ての避難所と、放課後ルーム、保育園、保健センター、老人センター、災害協定先等に対しては、災害時に通信障害の起こりにくいPHSの配備をしており、下記に示す防災MCA無線と併せて、通信体制の拡充を行っている。
※PBX：庁内電話交換機

５．２　防災ＭＣＡ無線※

現状

　災害発生時に緊急に連絡をとる必要がある市の施設や公用自動車、避難所、協定締結先企業等に、防災ＭＣＡ無線を計６００台以上配備している。この無線は、相互に通信を行うことができるものであり、内蔵バッテリーにより、１８時間以上の待ち受けが可能である。公用自動車に搭載した無線は、バッテリーからの電力供給により使用できる。

課題

電話機と異なり無線機は、交互に通話を行う必要がある等、動作に一定の習熟が求められる。このため、一度も無線機に触れたことのない職員が説明書なしに使用することは難しい。

また、バッテリーだけでは、待ち受け及び通話可能時間に自ずと限界がある。

対応策

無線機の設置場所に無線番号表を兼ねた取扱説明書を設置しているが、平常時に実際に無線機を使用したことがあると、発災時に冷静に操作を行うことができるため、操作訓練の機会を増やす。特に、無線機を設置している施設については、危機管理課と定期的な通信訓練を行うものとする。

また、全ての避難所にガスカートリッジ式発電機を備蓄しているので、避難所配備職員は、これらを活用して無線機のバッテリーの充電を行う。

※双方向で通話可能な災害時用の無線

６　公用車両

現状

平常時から配車待ち状態が多くあり、日中は大半の車両が稼働状態にある。災害の程度によっては、市内の道路状況が激しい渋滞に陥り交通麻痺状態となる中、市内全域に多くの公用車両が散在し、帰庁が困難となってしまう可能性が高い。

課題

日中はほとんどの車両が出払ってしまっているが、発災後は避難所の開設等のため、多くの車両が必要となる。各車両には防災MCA無線を整備しているが、使用したことのない職員が多い。

また、各車両は給油を長期間行うことができない可能性が高い。

対応策

地震発生時に、災害対応業務にそのまま継続して使用するか、帰庁するかを車両ごとに即時に判断する必要があるため、あらかじめ各所属の災害対策本部体制における役割を考慮し、公用車使用時の災害対応方法を決定しておくことが求められる。このため、防災ＭＣＡ無線の使用訓練や各車両に取扱説明書を設置してあることの周知を徹底する。

また、市内ガソリンスタンドでの給油困難が予測されることから、全車両について平常時から１／２を下回る前に給油を確実に実施する必要がある。

管財課所管の車両（普通車２１台、軽６６台、原動機付自転車３台、自転車８台）の発災時の使用方法（各課への割り当て）についても、検討しておく必要がある。

７　職員の備蓄等

７．１　備蓄（食料、飲料水等）

現状

職員が継続して災害対応業務を行うことができるよう、平成２５年度から本庁舎及び各施設に食料と飲料水の職員用備蓄を開始している。

課題

食料と飲料水の備蓄量は３食３日分としており、４日目以後は、災害時応援協定の締結先企業や他の自治体からの応援物資等により確保することとなるが、物資の供給が滞った場合、食事を十分にとれない事態となってしまう。

また、避難所等の施設で災害対応にあたる職員は、各自の食料と飲料水を職場から持参して出動する必要がある。

食料、飲料水以外にも必要な生活用品はあるが、それらの備蓄を不足なく整備することは困難である。

対応策

災害時応援協定を締結している企業等とは、平常時から顔が見える関係を構築しておくとともに、発災後はできるだけ早期に、不足する物資の種類と数量を予測し、協定締結企業等へ要請を行う体制とする。

また、現実的な措置として、職員各自が発災を想定し職場の机やロッカーに、必要な物品や数日分の常飲薬、着替え等をあらかじめ用意しておくことを奨励していく。

７．２　トイレ

現状

上下水道設備の被災により、本庁舎の水洗トイレは使用が困難となるため、トイレに汚物袋をセットし、排泄後に凝固剤を入れ水分を固め、排泄物を可燃物として廃棄可能とする簡易トイレ等を使用する必要がある。簡易トイレは、食料や飲料水と同様に、平成２５年度から職員用備蓄を行っている。

また、本庁舎は、貯水槽により平常時の約３日分の水量が確保されており、電力の供給が可能であり、かつ建物の配管等に被害がなければ、飲み水やトイレの用水としての使用が可能である。

課題

簡易トイレの備蓄量は、一人１日５回の使用を想定し３日分としており、４日目以後は、災害時応援協定の締結先企業や他の自治体からの応援物資等により確保することとなるが、物資の供給が滞った場合、トイレを使用できない期間が生じてしまう。

また、各自が用便後に糞尿に粉末をかけてゴミとして集積する必要があり、使用に際して職員の躊躇や戸惑いが予測されるため、適切な使用方法や保管場所等の周知を徹底する必要がある。

現状で記載したとおり、発災直後は断水していても、貯水槽によりトイレでの用水の使用が可能な場合があるため、排泄後に排水をせず、簡易トイレを使用する旨、職員に対して指示をしないと、瞬く間に貯水槽の水を使いきってしまう可能性がある。

対応策

各避難所や防災倉庫に備蓄している簡易型組立トイレとの併用により、職員がトイレを使うことができない期間が生じないように努める。

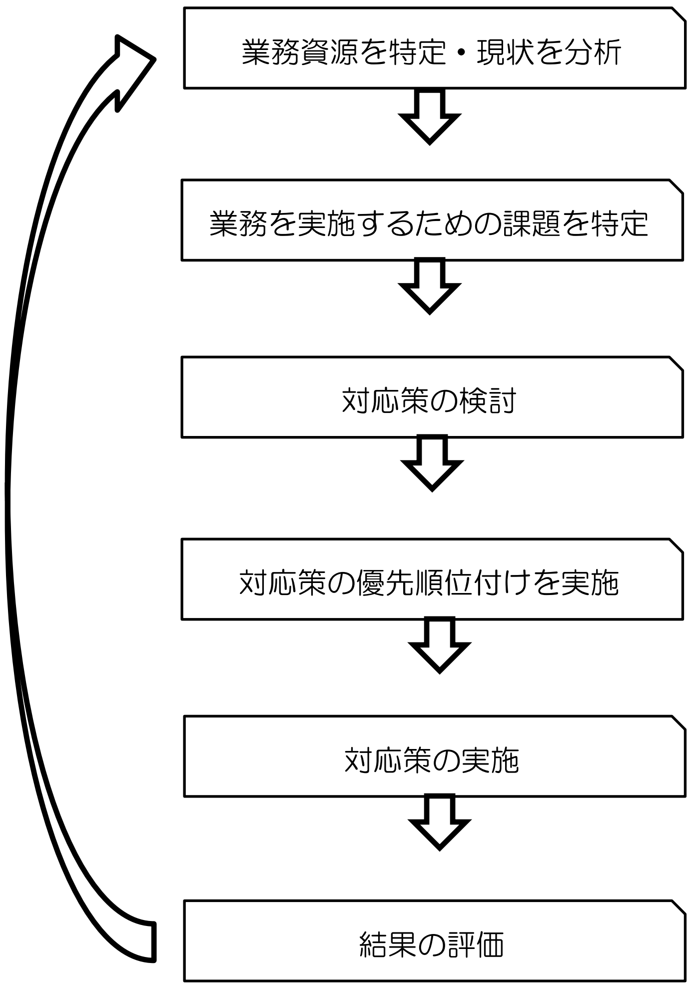
また、発災後すみやかに水洗使用の停止を行い、職員が簡易トイレを問題なく使用できるようにするため、平常時からの周知や取扱い訓練等を行っておく必要がある。

本庁舎の各階における排泄物ゴミの一時集積場所や庁舎からの搬出体制等についても、平常時から検討を行わなければならない。

第５章　業務継続計画に基づく今後の取り組み

一般的な計画では、①Ｐｌａｎ（計画）②Ｄｏ（実施・実行）③Ｃｈｅｃｋ（点検・評価）④Ａｃｔ（処置・改善）　のＰＤＣＡサイクルを繰り返すことにより、継続的に計画を改善していくことができるが、業務継続計画においては、前提とする事象が頻繁に発生するわけではないので、「②Ｄｏ：計画に沿って業務を行う」「③Ｃｈｅｃｋ：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する」「④Ａｃｔ：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする」、の検証が難しく、通常のＰＤＣＡサイクルが機能しにくくなっている。

しかしながら、本計画の策定の中で災害時優先業務を洗い出し、それら業務の実施に必要な資源の現状と課題、対応策の検討を行ったことにより、喫緊に取り組まなければならない課題が明らかになった。これらの課題に必要な対応策に優先順位付けを行い、実施し、実施結果の評価を行うことにより、一定のＰＤＣＡサイクルは機能するものと考える。



今後は、組織の業務継続能力を継続的に維持・改善するためのプロセスである業務継続マネジメント（ＢＣＭ）が大切となる。業務継続計画は、業務継続マネジメントによって得られる成果物の１つに過ぎず、また、組織や業務内容、環境の変化とともに、内容が陳腐化していく可能性があるため、策定後、業務継続マネジメントを通じて、しっかりとしたメンテナンスを行っていかなければならない。

業務継続マネジメントにより、この計画書だけではなく、そのために必要と考えられるシステムや、それらを実際に使う人員の能力などを高めてゆき、ハードとソフトの両面から業務の継続能力を高めてゆく必要がある。

また、今後も業務継続能力を維持・改善していく努力が求められており、業務継続計画で取り決めた項目や手順が有効かどうかを体系的に検証し、業務継続計画で明らかとなった課題や不足しているところについては、継続して対策を検討し、関係機関と連携・協議し、改善を図っていかなければいけない。これらによって、はじめて本市における効果的・効率的な業務継続体制が確立されたといえるのである。

【資料　災害対応業務一覧】

船橋市地域防災計画における「災害対策業務」の事業名称と業務開始時期の目安を一覧にしています。

所属名	事業名称 業務（分掌事務）	事業名称 業務（小分類）	発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
本部統括班										
危機管理課／広報課／市民の声を聞く課／秘書課（国際交流室を除く）	災害対策本部の設置、運営	配備検討会議の開催								
		災害対策本部室の設置								
		災害対策本部室の運営								
		通信手段の確保								
		情報収集・避難								
		災害対策本部体制の報告								
		従事職員の決定、交代の指示								
	本部員会議の開催	本部員の招集								
		災害対策本部員会議の運営								
		決定事項の周知								
	各班の被害、対応状況の把握	被害状況及び活動状況等の取りまとめ								
		災害救助法、被災者生活再建支援法の適用に関する情報収集								
		激甚災害・局地激甚災害の指定への対応								
	無線等による情報の収集及び伝達	通信手段の確保								
		防災MCA無線の利用								
		県防災行政無線の利用								
	被害状況の県への報告	発生報告（初報）								
		経過報告								
	気象情報、災害情報の把握及び伝達	地震・津波情報の受領・伝達								
		避難勧告・避難指示の発令・伝達								
		市域に関するテレビ・ラジオ放送の聴取								
	警察との連携、調整	災害警備本部（警察）との連携								
	自衛隊の派遣撤収要請に関すること	自衛隊への派遣要請								
		自衛隊の受入体制の準備								
		自衛隊派遣部隊の受入れ								
		県への報告								
		派遣部隊の撤収要請								
	ライフライン事業者との連絡、調整	ライフライン事業者への連絡員の派遣要請								
	協定締結団体への連絡、要請	協定締結先等への協力要請								
		国土交通省との情報交換								
		海外支援の受入れ								
	報告書の作成・編集	被災情報の収集と現場取材								
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出								
		災害相談窓口の開設								
		相談内容の取りまとめ								
	災害関連情報の発表に係る総合調整	広報内容の整理								
	報道機関との連絡、調整	緊急放送の要請								
		共同記者会見								
	ホームページ、ツィッターなどによる情報提供	広報手段の確保								
		ホームページ、ツイッターによる広報活動								
		安心安全メール、エリアメール、防災行政無線による広報活動								
	本部長、副本部長の秘書	安否確認								
		送迎・交通手段の確保								
		秘書業務								

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
国際ボランティア班										
国際交流室（秘書課）	通訳、翻訳ボランティアニーズの把握に関すること	需要の把握								
	通訳、翻訳ボランティアの要請に関すること	船橋市国際交流協会へのボランティアの要請								
		市災害ボランティアセンターとの連携								
		専門ボランティアの県への要請								
	ボランティアの受付け	専門ボランティアの受入れ								
		避難所への派遣調整								
第１復旧支援班										
政策企画課／財政課／男女共同参画センター	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣								
		避難誘導								
		避難所の開設・避難者の受入れ								
		帰宅困難者の受入れ								
		避難者の把握								
		要配慮者の把握								
		応急救護所の開設支援								
		避難所の運営状況の報告								
	所管施設利用者の安否確認に関すること	情報収集								
		安否確認、避難誘導								
	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認								
		施設の応急復旧								
	災害復興推進体制の検討に関すること	災害復興推進体制の検討								
	災害復興計画の検討、作成、推進に関すること	復興委員会（仮称）の設置								
第２復旧支援班										
管財課／契約課	庁舎の点検、復旧に関すること	庁舎の点検								
		庁舎の応急復旧								
	庁舎電源の確保に関すること	庁舎電源の確保								
	共用車両の管理等に関すること	共用車両の把握と配車調整等								
	協定締結団体への連絡、要請に関すること（燃料）	協定締結先への要請（燃料の確保）								
	職員（教育委員会職員含む）の食事の手配に関すること	職員用食料における必要量の把握・確保								
		職員用備蓄食料・飲料水の分配								
	活動状況の取りまとめ	燃料確保状況の取りまとめ								
第２収容班										
総務課／行政管理課／情報システム課	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣								
		避難誘導								
		避難所の開設・避難者の受入れ								
		帰宅困難者の受入れ								
		避難者の把握								
		要配慮者の把握								
		応急救護所の開設支援								
		避難所の運営状況の報告								
		避難状況の取りまとめ								
		避難所の集約・統合・閉鎖								
	避難所における避難者の把握及び名簿の	各避難所の避難者の把握及び名簿の整理								

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
職員動員班										
職員課	職員（教育委員会職員含む）の動員に関すること	職員の動員	■							
		職員配備状況の把握	■							
		活動体制の調整	■							
		動員職員数の取りまとめ			■					
	職員（教育委員会職員含む）の安否確認及び罹災状況の把握に関すること	職員の安否確認及び罹災状況の把握	■							
	職員の派遣に関すること	職員の派遣、受入れ			■					
		派遣された職員への経費の支払い								■
第１調査班										
税制課／市民税課／固定資産税課／納税課／債権管理課	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
	住家の被害状況調査チームの編成に関すること	調査チームの編成							■	
	住家の被害状況の調査に関すること	住家等の被害状況調査の実施							■	
	住家の被害状況調査結果の判定に関すること	住家等の被害状況の調査票の整理							■	
	住家の罹災証明に関すること	罹災証明書発行申請の受付窓口の開設							■	
		罹災証明書の発行							■	
		罹災物件台帳の作成							■	
	被害箇所や状況の入力、集計に関すること	住家等被害の取りまとめ							■	
第１収容班										
戸籍住民課／自治振興課／三山市民センター／国民年金課／二宮出張所／芝山出張所／高根台出張所／習志野台出張所／豊富出張所／二和出張所／西船橋出張所／船橋駅前総合窓口センター	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
		避難状況の取りまとめ			■					
		避難所の集約・統合・閉鎖					■			
	避難所における避難者の把握及び名簿の整理	各避難所の避難者の把握及び名簿の整理					■			
	所管施設利用者の安否確認に関すること	情報収集	■							
		安否確認、避難誘導	■							
	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認	■							
		施設の応急復旧			■					
	市役所本庁舎への避難者の対応に関すること	避難者への対応	■							
		災害相談窓口の人員の選出						■		

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
ボランティア班										
市民協働課／市民安全推進課／市民活動サポートセンター	市社会福祉協議会との連絡調整に関すること	活動拠点の提供	■							
		情報の共有	■							
	ボランティアニーズの把握に関すること	需要状況の把握			■					
	ボランティアの要請に関すること	県等へのボランティアの要請			■					
		ボランティア募集の広報（依頼）			■					
第１要配慮者支援班										
健康政策課／健康増進課／中央保健センター／東部保健センター／北部保健センター／西部保健センター	所管施設利用者の安否確認に関すること	各保健センターによる情報収集	■							
		各保健センター利用者の安否確認、避難誘導	■							
	所管施設の点検、復旧に関すること	各保健センターによる被害状況の確認	■							
		施設（保健センター）の応急復旧			■					
	保健活動本部を開設・運営し、保健活動地区本部毎に保健活動チームを編成すること	保健活動本部の開設・運営、保健活動チームの編成（保健師）			■					
	保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること	避難所への巡回保健指導（保健師）				■				
		居宅への巡回保健指導（保健師）							■	
	介護等を行う人員の手配に関すること	介護等の人員の手配（応援要請）（保健師以外）				■				
	医療機関との連絡調整に関すること	リエゾン要員の派遣	■							
		災害医療対策本部との連携	■							
		応急救護所の設置・運営状況の把握	■							
		応急医療体制の確立、医療センター等との連絡調整	■							
		緊急入院の受入調整				■				
	医薬品、資機材等の調達に関すること	医療器具、医療品等や要望の把握			■					
		医薬品の提供			■					
	医療・看護等を行う専門ボランティアの受入れに関すること	専門ボランティアの需要の把握					■			
		専門ボランティアの県への要請					■			
		専門ボランティアの受付け					■			
		応急救護所等への派遣					■			
		DMAT、JMATの受入状況の把握					■			
第３収容班										
国民健康保険課	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
	市役所本庁舎への避難者の対応に関すること	避難者への対応	■							
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
第２医療看護班										
看護専門学校	学生の安全確保に関すること	情報収集	■							
		安否確認、避難誘導	■							
		二次被害の防止	■							
		避難状況の報告	■							
		帰宅困難者（学生）の把握				■				
	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認	■							
		施設の応急復旧			■					
	医療センターへの協力・応援に関すること	医療センターへの協力・応援					■			
	遺体安置所の設置調整・協力に関すること	遺体安置所の設置のための調整、協力					■			
第３要配慮者支援班										
総務課（保健所）／保健予防課／衛生指導課／動物愛護指導センター	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認	■							
		施設の応急復旧		■						
		指定管理者制度導入施設等の被害状況の確認	■							
	保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること	保健活動チームへの参加（保健師）		■						
		避難所への巡回保健指導（保健師）				■				
		居宅への巡回保健指導（保健師）							■	
	避難者同伴のペットなどに関すること	避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持					■			
		ペット用品及び専門ボランティアの手配					■			
		放浪ペットや取り残されたペットへの対応					■			
	避難所や居宅における精神保健活動に関すること	心のケアの実施					■			
		電話相談窓口の設置							■	
		災害対応従事者への対応							■	
	防疫活動に関すること	感染症・食中毒の発生状況の把握					■			
		市民への広報、啓発					■			
		資材の確保					■			
		防疫活動の実施					■			
		食中毒、感染症発生の取りまとめ					■			
第１生活再建班										
地域福祉課	日本赤十字社との調整に関すること	日本赤十字社との調整					■			
	国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関すること	義援金の受入れ						■		
		義援金の保管						■		
		義援金の配分								■
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
	要配慮者台帳及び名簿のシステムに関すること	要配慮者の照会			■					
	行方不明者の捜索の受付けに関すること	行方不明者の捜索依頼・届出の受付			■					
		行方不明者相談窓口の開設			■					
		行方不明者名簿の作成				■				
	遺体安置所の開設・運営に関すること	遺体安置所の開設・運営					■			
	身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関すること	身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬						■		
	災害救助法による実費請求、支払いに関すること	災害救助法に基づく実費請求、支払い								■
	弔慰金、見舞金の支給に関すること	弔慰金、見舞金の支給								■
	被災者生活再建支援制度に関すること	被災者生活再建支援制度による支援金の支給								■

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
	災害援護資金の貸付に関すること	災害援護資金の貸付								■
	住宅等災害復旧資金利子補給制度に関すること	住宅等災害復旧資金借受に伴う利子の補給								■
第２要配慮者支援班										
介護保険課／高齢者福祉課／包括支援課／中部地域包括支援センター／東部地域包括支援センター／西部地域包括支援センター／南部地域包括支援センター／北部地域包括支援センター／障害福祉課／身体障害者福祉センター／身体障害者福祉作業所太陽	所管施設利用者の安否確認に関すること	各センターによる情報収集	■							
		各センター利用者の安否確認、避難誘導	■							
	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認	■							
		施設の応急復旧			■					
		社会福祉施設被害の取りまとめ				■				
	避難所に避難した要配慮者の把握	避難所に避難した要配慮者の把握				■				
		福祉避難所等への移送の検討（保健活動本部）				■				
	要配慮者支援を行うボランティアの受入れに関すること	介護等の人員の手配（応援要請）（保健師以外）				■				
	福祉避難所の開設に関すること	福祉避難所・緊急入所施設の決定（保健師以外）				■				
		福祉避難所配置職員の編成（保健師以外）				■				
		福祉避難所の開設・要配慮者の受入れ（保健師以外）				■				
	民間の介護保険施設の被害状況の把握に関すること	民間の介護保険施設利用者等の安全確保及び施設被害の把握			■					
		民間の介護保険施設への緊急入所受入可否及び受入可能人数の確認			■					
	民間の障害者施設の被害状況の把握に関すること	民間の障害者施設利用者等の安全確保及び施設被害の把握			■					
		民間の障害者施設への緊急入所受入可否及び受入可能人数の確認			■					
	要配慮者の送致に関すること	福祉避難所への搬送（保健師以外）				■				
		福祉避難所の運営支援（保健師以外）				■				
		福祉施設への緊急入所（保健師以外）					■			
	保健活動チームによる避難所や居宅における巡回の保健指導に関すること	保健活動チームへの参加（保健師）			■					
		避難所への巡回保健指導（保健師）				■				
		居宅への巡回保健指導（保健師）							■	
第４収容班										
生活支援課	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
	日本赤十字社との調整に関すること	日本赤十字社との調整					■			
	国や県、市民などからの義援金の受入れ、被災者への受渡に関すること	義援金の受入れ						■		
		義援金の保管						■		
		義援金の配分								■
	行方不明者の捜索の受付けに関すること	行方不明者の捜索依頼・届出の受付け			■					
		行方不明者相談窓口の開設			■					
		行方不明者名簿の作成				■				
	遺体安置所の開設・運営に関すること	遺体安置所の開設・運営					■			
	身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬に関すること	身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬						■		
	災害救助法による実費請求、支払いに関すること	災害救助法による実費請求、支払い								■
	弔慰金、見舞金の支給に関すること	弔慰金、見舞金の支給								■

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
	被災者生活再建支援制度に関すること	被災者生活再建支援制度による支援金の支給								■
	災害援護資金の貸付に関すること	災害援護資金の貸付								■
	住宅等災害復旧資金利子補給制度に関すること	住宅等災害復旧資金借受に伴う利子の補給								■
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
第３供給班										
子ども政策課／児童家庭課／家庭児童相談室／母子福祉センター／子育て支援センター／保育課／保育所／保育施設整備課／児童育成課／児童ホーム／放課後ルーム／療育支援課／こども発達相談センター／さざんか学園／簡易マザーズホーム	児童、生徒の安否確保に関すること	情報収集	■							
		安否確認、避難誘導	■							
		二次被害の防止	■							
		保護者への引渡し	■							
		安否情報の取りまとめ	■							
		帰宅困難園児等への対応			■					
	所管施設の点検、復旧に関すること	所管施設の点検	■							
		所管施設の応急復旧			■					
		指定管理者制度導入施設等の被害状況の確認	■							
	私立保育園、認可外保育施設の被害状況の把握に関すること	私立保育園、認可外保育施設の被害状況の把握				■				
	応急給水及び給水車に関すること	応急給水に係る資機材の確保			■					
		給水所（拠点）の設定			■					
		応急給水活動の周知・広報			■					
		応急給水活動の実施			■					
	物資の搬送に関すること	輸送拠点・集積場所の開設				■				
		輸送拠点における物資の受入れ・仕分け				■				
		物資等の輸送				■				
	義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること	義援品の保管・避難所への輸送						■		
		避難所等への受渡し						■		
	応急保育計画の調整に関すること	応急保育の実施						■		
	女性相談窓口の設置に関すること	女性相談窓口の設置							■	
	各保育園の被害状況の取りまとめ	各保育園の総括					■			
		被害の取りまとめ、報告					■			
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付								■
環境班										
環境保全課／クリーン推進課／産業廃棄	避難所等のごみの収集に関すること	避難所等のごみの一時集積場所の選定				■				
	避難所等のし尿処理に関すること	避難所等の仮設トイレの調達				■				
		避難所等の仮設トイレの撤去								■
	清美公社との連絡調整に関すること	清美公社との連絡調整・し尿の汲取り				■				
	震災廃棄物の処理及び集積場所の確保に関すること	震災廃棄物の収集・処理体制の確立			■					
		障害物集積場所の確保				■				
		震災廃棄物の収集					■			
		危険物等の対策				■				
		産業廃棄物処理施設等の被害調査				■				
		災害廃棄物処理の支援要請					■			
		焼却・破砕処分及び最終処分場への搬出					■			
		震災廃棄物の再利用								■

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
物課／環境衛生課／馬込衛生管理事務所／西浦処理場／北部清掃工場／南部清掃工場／清掃センター	各清掃工場及び西浦処理場の点検、復旧に関すること	各清掃工場、清掃センターの被害状況の把握	■							
		西浦処理場の被害状況の把握	■							
	遺体安置所の開設・運営に関すること	遺体安置所の開設・運営					■			
	遺体の納棺・火葬・埋葬に関すること	遺体の身元確認・納棺					■			
		遺体の搬送					■			
		遺体の火葬・埋葬					■			
	防疫活動に関すること	防疫活動の実施					■			
	災害により発生した大気、水質、土壌汚染（汚濁）などへの対策に関すること	災害により発生した大気、水質、土壌汚染（汚濁）などに関する情報収集		■						
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
	被害の取りまとめ	清掃施設被害の取りまとめ			■					
第１供給班										
商工振興課／消費生活課／消費生活センター／農水産課／農業センター	応急食料品及び生活物資の確保、搬送に関すること	食料及び物資の需要の把握及び調達			■					
		輸送拠点・集積場所の開設				■				
		輸送拠点における物資の受入れ・仕分け				■				
		協定等の活用（輸送手段の確保）				■				
		車両以外の輸送手段の確保				■				
		物資等の輸送				■				
	水道事業者の被害・復旧の情報収集に関すること	水道施設の被害及び応急復旧状況の確認			■					
	応急給水及び給水車に関すること	応急給水に係る資機材の確保			■					
		給水所（拠点）の設定			■					
		応急給水活動の周知・広報			■					
		応急給水活動の実施			■					
	協定締結団体への連絡、要請に関すること（食料品、生活物資）	協定締結先への要請	■							
		炊き出し用物資等の供給					■			
	義援品（救援物資）の受入れ、保管、被災者への受渡に関すること	義援品の受付け						■		
		義援品の保管・避難所への輸送						■		
		義援品の避難所等への受渡し						■		
	商業、工業、農業、漁業施設などの被害状況の調査に関すること	商工被害、農林水産被害状況の調査					■			
		商工被害、農林水産被害の取りまとめ					■			
	所管施設の点検、復旧に関すること	所管施設の点検	■							
		所管施設の応急復旧			■					
		指定管理者制度導入施設等の被害状況の確認	■							
	住家以外の建物の被害状況調査結果の判定に関すること	商工業施設、民間賃貸住宅の被害調査						■		
		商工業施設、民間賃貸住宅の調査票の整理						■		
	住家以外の建物の罹災証明に関すること	商工業施設等に係る罹災証明書の発行						■		
		商工業施設等に係る罹災物件台帳の作成						■		
		商工業施設等に係る罹災状況の取りまとめ						■		
	活動状況の取りまとめ	輸送、物資給与状況の取りまとめ			■					

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ケ月以内
第２供給班										
地方卸売市場	青果物、水産物の確保、搬送に関すること	輸送拠点・集積場所の確保								
		需要の把握及び調達								
		物資の受入れ、仕分け								
	協定締結先への連絡、要請に関すること	協定締結先への要請								
	所管施設利用者の安否確認に関すること	情報収集								
		安否確認、避難誘導								
	所管施設の点検、復旧に関すること	地方卸売市場の被害状況の確認								
		地方卸売市場の施設の応急復旧								
情報管理班										
都市総務課／技術管理課／都市計画課	被害、対応箇所や状況の把握・集計と、建設局の初動体制の総括に関すること	初動体制の確立								
		徒歩圏内の被害状況の確認								
		WebGISへの入力情報の確認								
		被害状況の集約・報告								
	被害、復旧に係る情報収集に関すること	鉄道、バス等被害の状況、復旧状況の確認								
		指定管理者制度導入施設等の被害状況の確認								
都市施設班										
都市整備課／公園緑地課／飯山満土地区画整理事務所	建設局本部の初動対応	建設局所管施設の被害状況の確認・応急措置								
	所管施設等の点検、修復に関すること	所管施設（都市公園等）の点検・応急復旧								
	ライフライン事業者（電気、ガス、電話など）の被害、復旧に係る情報収集に関すること	ライフラインの被害・復旧に係る情報収集								
		港湾の被害復旧に係る情報収集								
	被害の取りまとめ	ライフライン被害の取りまとめ								
道路班										
道路管理課／道路建設課／街路課	建設局本部の初動対応	建設局所管施設の被害状況の確認・応急措置								
	緊急輸送道路の確保に関すること	緊急輸送に伴う交通規制の依頼								
	道路・橋梁の点検、修復に関すること	道路施設の応急復旧								
	道路・橋梁上の障害物の除去に関すること	道路・橋梁上の障害物の除去								
	道路の交通規制の実施に関すること	交通情報の収集								
		交通規制の実施								
	被害の取りまとめ	公共土木施設等被害、道路被害の取りまとめ								
下水道班										
下水道総務課／下水道河川計画課／下水道建設課／下水道施設課／下水道河川管理課／河川整備課	建設局本部の初動対応	建設局所管施設の被害状況の確認・応急措置								
	下水道管、施設などの点検、修復に関すること	下水処理場・ポンプ場等の自家発電装置への切替え								
		下水道施設の復旧のための資機材、車両、人員の確保								
		下水道施設の応急復旧								
		下水道に関する被害状況・復旧情報の市民への広報								
	河川護岸等の点検、修復に関すること	河川護岸等の被害に関する情報収集（県から情報を入手）								
		河川等の障害物の除去								
		市管理の河川の応急復旧								
	港湾、水門、防潮堤などの被害、復旧に係る情報収集に関すること	水位テレメータ装置等の監視強化								
		水門等の閉鎖状況や水位に関する情報収集								
	被害の取りまとめ	下水道施設被害の取りまとめ								

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
第２調査班										
建築指導課／公共建築物保全課／建築課※1 ※１　「応急危険度判定業務」の終了後、「住宅支援に関する業務」を第2生活再建班として実施する。	建設局本部の初動対応	建設局所管施設の被害状況の確認・応急措置	■							
	被災建築物の応急危険度判定に関すること	被災建築物の応急危険度判定の活動体制の確立				■				
		被災建築物の応急危険度判定実施の広報				■				
		被災した民間建築物の応急危険度判定の実施					■			
	避難所の応急危険度判定に関すること	避難所の応急危険度判定の実施				■				
	避難所の被害状況の把握に関すること	避難所の被害状況の把握					■			
	応急危険度判定を行うボランティアの受入れに関すること	支援応急危険度判定士・民間応急危険度判定士の要請・受入れ					■			
	協定締結先への連絡、要請に関すること	協定締結先への連絡、要請				■				
	住家等の被害状況の調査に関すること	住家等の被害状況調査の実施							■	
	住家等の被害状況調査結果の判定に関すること	住家等の被害状況の調査票の整理							■	
	被災住宅の応急修理に関すること	被災住宅の応急修理対象者の把握							■	
第２生活再建班										
住宅政策課／宅地課／（建築課※2） ※2　第2調査班の「応急危険度判定業務」の終了後、「住宅支援に関する業務」を第2生活再建班として実施する。	建設局本部の初動対応	建設局所管施設の被害状況の確認・応急措置	■							
	急傾斜地の応急処置に関すること	急傾斜地の被災箇所について応急処置の実施	■							
		がけ崩れ（民地）発生の取りまとめ			■					
	市営住宅入居者の安否に関すること	市営住宅の入居者の安否確認			■					
	市営住宅の点検、復旧に関すること	市営住宅の被害状況調査			■					
		市営住宅の応急復旧			■					
	被災者の住宅のあっせん、提供に関すること	民間借上住宅・市営住宅等の空き室調査							■	
		民間借上住宅・市営住宅等への被災者の受入れ							■	
	災害相談窓口の開設	災害相談窓口の人員の選出						■		
		災害相談窓口の開設							■	
		相談内容の取りまとめ							■	
	被災住宅の応急修理に関すること	被災住宅の応急修理対象者の把握							■	
		被災住宅の応急修理の実施							■	
	応急仮設住宅の確保、建設に関すること	応急仮設住宅の建設用地の確保							■	
	応急仮設住宅、災害復興住宅への家電製品、生活必需品の提供に関すること	応急仮設住宅の入居者のニーズの把握・提供							■	
議会班										
庶務課／議事課	議員の安否確認及び罹災状況の把握に関すること	安否確認及び罹災状況の把握	■							
	議員への情報提供に関すること	議員への情報提供			■					
第１協力班										
会計課／選挙管理委員会事務局／監査委員事務局／農業委員会事務局	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
	市社会福祉協議会との連絡調整に関すること	活動拠点の提供	■							
		情報の共有	■							
	ボランティアニーズの把握に関すること	ボランティア需要状況の把握			■					
	ボランティアの要請に関すること	県等へのボランティアの要請			■					
		ボランティア募集の広報（依頼）			■					

所属名	事業名称		発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
第３調査班										
施設課	避難所の応急危険度判定に関すること	避難所の応急危険度判定の実施				■				
	学校施設の被害状況の把握に関すること	学校施設の被害状況の把握					■			
	協定締結先への連絡、要請に関すること	協定締結先への連絡、要請				■				
	学校の被害状況の調査に関すること	被害状況の調査（詳細）								■
	学校の被害状況調査の結果に基づく応急復旧に関すること	学校の応急復旧								■
第１教育班										
教育総務課／財務課	児童の安全確保に関すること	児童・生徒・職員の被災状況の把握	■							
	教職員との連絡調整に関すること	連絡手段の確保	■							
	教員委員会職員の派遣に関すること	職員の派遣、受入れ						■		
	各学校の被害状況の取りまとめ	各学校の総括	■							
		被害の取りまとめ、報告	■							
	学用品の調達、供給に関すること	学用品の調達及び供給						■		
第２教育班										
学務課／指導課／保健体育課／総合教育センター／小・中学校／船橋特別支援学校／市立船橋高等高校	児童の安全確保に関すること	対策本部の設置	■							
		安否確認、避難誘導	■							
		二次被害の防止	■							
		避難状況の報告	■							
		保護者への引渡し	■							
		帰宅困難児童への対応				■				
		【勤務時間外】児童生徒等の安否確認、情報収集等の実施				■				
	所管施設の点検、復旧に関すること	被災状況の把握	■							
		所管施設の応急復旧			■					
	県立学校、私立学校、幼稚園の被害状況の把握に関すること	県立学校、私立学校、幼稚園の被害状況の把握				■				
	帰宅困難者の情報収集及び避難所への誘導に関すること	帰宅困難者の誘導及び受入れ	■							
	避難所の開設・運営の支援に関すること	避難所開設・運営支援及び避難者の収容	■							
	学校の給食施設を活用した避難者への給食活動に関すること	炊き出しの実施						■		
	応急教育計画の調整に関すること	児童・生徒の心のケア					■			
		応急教育の調整						■		
		施設・職員等の確保						■		
		学校給食再開計画の策定								■
第２協力班										
社会教育課／視聴覚センター文化課／埋蔵文化財調査事務所青少年課／青少年会館／一宮少年自然の家生涯スポーツ課／体育施設管理事務所公民館／図書館／市民文化ホール／市民文化創造館／郷土資料館／飛ノ台史跡公園博物館／青少年センター	避難所の開設及び避難者の収容に関すること	避難所への職員の派遣	■							
		避難誘導	■							
		避難所の開設・避難者の受入れ	■							
		帰宅困難者の受入れ	■							
		避難者の把握	■							
		要配慮者の把握	■							
		応急救護所の開設支援	■							
		避難所の運営状況の報告			■					
		避難所の集約・統合・閉鎖					■			
	所管施設利用者の安否確保に関すること	情報収集	■							
		安否確認、避難誘導	■							
	所管施設の点検、復旧に関すること	被害状況の確認	■							
		施設の応急復旧			■					
	被害の取りまとめ	文教施設被害の取りまとめ				■				
総　　計	449		165	8	74	49	62	31	39	21

※平成27年2月時点の組織体制により表記しています。